

○豊島区重度心身障害者（児）日常生活用具給付要綱

平成17年4月1日
保健福祉部長決定
制定 平成13年3月30日
改正 平成14年8月28日
改正 平成15年11月26日
改正 平成16年6月28日
全部改正平成17年4月1日
改正 平成18年9月28日
改正 平成18年12月28日
改正 平成21年7月30日
改正 平成24年4月1日
改正 平成25年6月3日
改正 平成27年4月1日
改正 平成28年6月24日
改正 平成29年3月13日

（目的）

第1条 豊島区重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項に基づき、豊島区内に住所を有する重度心身障害者（児）（以下「障害者（児）」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付し、もって日常生活を容易なものとすることを目的とする。

（種目）

第2条 用具の種目は、別表1のとおりとする。なお、様々な機能を複合した用具については障害者（児）にとって便利であるということだけではなく、本事業の趣旨を踏まえ、主たる機能が別表1に示すものと合致しているかどうかを勘案し給付決定する。

（給付）

第3条 用具の給付は、次のいずれかに該当する者に行う。

- (1) 別表1の「対象者」欄に掲げる障害者（児）
- (2) (1)に準じる障害者（児）で区長が特に必要と認めた者

2 給付対象者が、次の事項に該当する場合は給付しない。

- (1) 自己所有ではない家屋に居住している場合で、給付を受ける用具の設置につき、その家屋の所有者又は管理者から承諾を得られない場合は、給付しない。
- (2) 別表1の種目欄に掲げる用具を現に所有している場合は、給付しない。
- (3) 本人又は配偶者（障害児については、**保護者**の属する世帯の最多課税者）の区市町村民税所得割額が46万円以上の場合は、給付しない。
- (4) 既に給付を受けている用具と同一の用具を再交付申請するときに、以前給付を受けてから再交付までの期間が、別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付しない。
- (5) 介護保険で貸与又は購入費の給付を受けられる用具については、介護保険被保険者に対して給付しない。
- (6) 医療保険で用具の貸与又は購入費の給付を受けられる場合は、給付しない。

(申請)

第4条 用具の給付を希望する者は、日常生活用具・住宅設備改善給付申請書（様式第1号）を区長に提出する。

(委託業者の選定)

第5条 委託業者については、低廉な価格で良質かつ適切な供給が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案して選定する。

2 業者とは、給付等の委託に関して協定を締結するものとする。

(給付決定)

第6条 区長は当該申請者の経済状況、身体状況、家屋環境、住宅環境等を実地に調査し、用具の給付の可否を決定しなければならない。

2 区長は、18歳未満の重度心身障害児に対する用具の給付決定に際しては、必要に応じて児童相談所長の意見を聞くことができる。

3 区長は、用具の給付決定をしたときは、日常生活用具・住宅設備改善給付券（様式第2号）（以下「給付券」という。）及び日常生活用具・住宅設備改善給付決定通知書（様式第3号）を当該申請者に、日常生活用具・住宅設備改善給付委託通知書（様式第4号）を当該委託業者にそれぞれ交付しなければならない。

4 区長は、用具の給付申請を却下したときは、日常生活用具・住宅設備改善却下決定通知書（様式第5号）を当該申請者に交付しなければならない。

5 区長は、給付決定を受けた障害者（児）及びその保護者に対して、本事業の趣旨や給付の条件を十分説明する。

6 用具の給付は、一世帯あたり同一種目一件とする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。

7 給付決定を受けた障害者（児）及びその保護者は、委託業者に給付券を提出する。
（給付方法）

第7条 用具の給付は、障害者（児）及びその保護者からの申請に基づき現物で行う。
（利用者負担分費用の支払い）

第8条 用具の給付決定を受けた障害者（児）及びその保護者の費用負担額と負担上限額については、別表2の世帯（世帯の範囲は、障害者総合支援法の規定に基づく世帯とする。）の所得区分に基づく。

2 費用負担額が生じた場合、用具の給付を受けた障害者（児）又はその保護者は、その金額を直接委託業者に支払わなければならない。なお、区長が定める基準価格（別表1）を超える金額については、全額自己負担とする。

（公費負担分費用の請求）

第9条 用具を納入した委託業者が公費負担分を請求する場合は、給付券を添付して区長に請求する。

（給付を受けた日常生活用具の使用及び管理）

第10条 区長は、給付決定を受けた障害者（児）及びその保護者に対して、当該用具を給付目的に反して使用したり、譲渡、交換、貸付、担保提供等をしないよう指導しなければならない。また、給付後にその適正な使用及び管理が図られるよう、家庭訪問等により指導の万全を期さなければならない。

2 障害者（児）及びその保護者が前項の規定に反した場合は、区長は改善命令を行わなければならない。なお、改善命令に従わない場合は、区長は当該給付に要した費用の全額を返還させることができる。

3 給付を受けた障害者（児）及びその保護者は、用具の使用には最善の注意をもって維持管理をしなければならない。この注意を怠り用具の破損等をした場合は、区長は再給付を留保することができる。

（給付台帳の整備）

第11条 区長は、給付状況を把握するために、日常生活用具給付台帳（様式第6号）を整備しなければならない。

2 前項に定める台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方式により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）により調製することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、事業実施に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年8月28日から施行し、改正後の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年11月26日から施行し、改正後の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月28日から施行し、改正後の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行し、改正後の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月17日から施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、保健福祉部長決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行し、改正後の規定は、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、保健福祉部長決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表1（第2～3条、第8条関係）

※多機能なものは対象外とする。

区分	種目	障害・疾患	級（度）	対象者	性能	耐用年数	基準額	備考
介護 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢障害	1・2級	原則として 学齢児以上 の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	162,800	要意見書
		体幹機能障害						
		難病	—	原則として学齢児以上の寝たきりの状態にある者				
	訓練用ベッド	難病	—	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	162,800	要意見書
	特殊マット	下肢障害	1級	原則として3歳以上の者	3じょくそう防止のためマット（寝具）に体圧分散機能を付したものを要する者	5年	100,000	要意見書
		体幹機能障害	1・2級	（児童は）				
	難病	—	原則として3歳以上の寝	3じょくそう防止又は失禁等による汚染若しく				

			たきりの状態にある者	は損耗を防止できる機能を有するもの			
	下肢障害 体幹機能障害 知的障害	1級（児童は1・2級） 知的障害は「愛の手帳」 1・2度	原則として3歳以上の者	失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの		19,600	
	難病	—	原則として3歳以上の寝たきりの状態にある者				要意見書
特殊尿器	下肢障害 体幹機能障害	1級	原則として学齢児以上の者で、常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもので障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	154,500	
	難病	—	原則として学齢児以上の自力で排尿できない者				要意見書
入浴担架	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として3歳以上の者で、入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	洋式 82,400 和式 133,900	
体位変換器	下肢障害	1・2級	原則として	介護者が、障害者（児）	5年	15,000	

		体幹機能障害		学齢児以上の者で、下着の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの		00	
		難病	—	原則として学齢児以上の寝たきりの状態にある者			要意見書
移動用リフト		下肢障害	1・2級	原則として3	障害者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易かつ安全に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	4年	257,500
		体幹機能障害		歳以上の者			
		難病	—	原則として3			
訓練いす		下肢障害	1・2級	原則として3	原則として付属のテールをつけるものとする	5年	33,100
		体幹機能障害		歳以上18歳未満の児童			
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢障害	—	原則として3	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）	8年	90,000
		体幹機能障害		歳以上の者			
		難病	—	原則として3			積み上げ・複数給付可 要意見書 積み

			要する者				上 げ・複 数給 付可
便器 (排泄支援 用具)	下肢障害 体幹機能障 害	1・2級	原則として 学齡児以上 の者	手すりのついた腰かけ 式の便器等。ただし、 取り替えにあたり住宅 改修を伴うものを除く	8年	60,0 00	要意 見書
	難病	—	原則として 学齡児以上 の常時介護 を有する者				
頭部保護帽	身体障害 知的障害 精神障害	知的障害 は「愛の 手帳」 1・2度	頻繁に転倒 し、頭部を強 打する恐れ のある者	転倒の衝撃から頭部を 保護できるもの	3年	12,5 24	
T字杖・棒状 の杖	平衡機能障 害 下肢障害 体幹機能障 害 内部障害	—	つえの使用 により歩行 機能を補う ことが可能 となる者		3年	3,00 0	
移動・移乗 支援用具	下肢障害 体幹機能障 害	—	原則として3 歳以上の者 で、家庭内の 移動等にお いて介助を 必要とする 者	転倒予防、立ち上がり 動作補助、移乗動作の 補助、段差解消等の性 能を有する手すり、ス ロープ等であって、必 要な強度と安全性を有 するもの。ただし、設 置にあたり住宅改修を 伴うものを除く	8年	60,0 00	積み 上 げ・複 数給 付可
	難病	—	原則として3 歳以上の下 肢が不自由				

			な者				上 げ・複 数給 付可
特殊便器	上肢障害 知的障害	1・2級 知的障害 は「愛の 手帳」 1・2度	原則として 学齢児以上 の者	足踏みペダルで温水温 風を出し得るもの及び 知的障害者（児）を介 護している者が容易に 使用し得るもので温水 温風を出し得るもの。 ただし、取り替えにあ たり住宅改修を伴うも のを除く	8年	151, 200	
	難病	—	原則として 学齢児以上 の上肢機能 に障害のあ る者	足踏ペダルにて温水温 風を出し得るもの（た だし、取替えに当たり 住宅改修を伴うものを 除く）			要意 見書
火災警報器	身体障害 知的障害	1・2級 知的障害 は「愛の 手帳」 1・2度	火災発生の 感知又は避 難が著しく 困難な障害 者のみの世 帯及びこれ に準ずる世 帯	室内の火災を煙又は熱 により感知し、音又は 光を発し屋外にも警報 ブザーで知らせ得るも の	8年	31,0 00	聴覚 障害 者につ いては、 屋外 警報 ブザー は要し ない
自動消火装 置	身体障害 知的障害	1・2級 知的障害	火災発生の 感知又は避	室内温度の異常上昇又 は炎の接触で自動的に	8年	28,7 00	原則 とし

		は「愛の手帳」 1・2度	難が著しく 困難な障害 者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	消火液を噴射し、初期 火災を消火し得るもの		て火災警報器と一体として給付する
	難病	—	火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			要意見書原則として火災警報器と一体として給付する
電磁調理器	視覚障害 上肢機能障害 下肢機能障害 体幹機能障害 知的障害	1・2級 (下肢・体幹機能障害は1級のみ) 知的障害は「愛の手帳」 1・2度	18歳以上の者(知的障害を除き、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚・知的 41,000 肢体不自由 45,400
歩行時間延	視覚障害	1・2級	原則として	視覚障害者(児)が容	10	7,000

	長信号機用 小型送信機			学齡児以上の者	易に使用し得るもの	年	0	
	屋内信号装置	聴覚障害	1・2級	18歳以上の者 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害	—	原則として3歳以上の者 で、人工透析を必要とする者 (自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る)	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で一定温度に保つもの	5年	72,100	意見書要
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害	3級以上	呼吸器機能障害3級以上と同程度の呼吸器機能障害等を要因に日常生活上必要と認められる	障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000	要意見書、たん吸引器と一体の機器は、

			者				基準額合算可。
	難病	—	呼吸器機能に障害のある者				
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害	3級以上	呼吸器機能障害3級以上と同程度の呼吸器機能障害等を要因に日常生活上必要と認められる者	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400	要意見書 吸入器と一体の機器は、基準額合算可。
	難病	—	呼吸器機能に障害のある者				
動脈血酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害 難病	—	人工呼吸器の装着が必要な者又は在宅酸素療法を受けている者	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	70,000	要意見書
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害	3級以上	おおむね18歳以上の者で、医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000	
盲人用体温	視覚障害	1・2級	原則として	視覚障害者（児）が容	5年	9,000	

	計 (音声式)			学齢児以上の者	易に使用し得るもの		0	
	盲人用体重計	視覚障害	1・2級	18歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000	
	音声血圧計	視覚障害	1・2級	18歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,500	
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害 肢体不自由	—	原則として学齢児以上の者で、音声言語の著しい障害を有する者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	285,000	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害 視覚障害	—	—	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器またはアプリケーションソフト	5年	50,000	複数給付可
	点字ディスプレイ	視覚障害	1・2級	学齢児以上の者で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500	
	点字器	視覚障害	—	—	標準型（点筆を含む） 携帯用（点筆を含む）	7年 5年	10,712	
	点字タイプライター	視覚障害	1・2級	就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	63,100	
	ポータブルレコーダー	視覚障害	1・2級	原則として学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式	6年		録音再生機

				により録音または録音・記録された図書が再生可能であり、視覚障害者（児）が容易に使用し得るものまたは、②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、音声を録音・再生することができるものであり、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		85,000	再生専用機	35,000
視覚障害者用活字文書読上装置	視覚障害	1・2級	原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	99,800		
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害	—	原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読み取りのもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの	8年	198,000		
盲人用時計	視覚障害	1・2級	原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	8年	触読式 10,300 音声式 13,300		
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害 音声・言語	—	原則として学齢児以上の者	電話回線に接続することができ、音声の代わ	5年	ファクシ		

		機能障害		の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	りに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの		ミリ 20,000 テレビ電話 71,000
	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害	—	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有するもの	6年	88,900
	人工喉頭	音声・言語 機能障害	—	喉頭摘出の者 (埋込型人工鼻については、埋込型の人工喉頭を常時使用する者にかぎる)	笛式 電動式 埋込型人工鼻（アドヒーズ含む）	4年 5年 —	72,203 23,100
排泄 管理 支援 用具	ストマ装具 (紙おむつ 含む)	—	—	ストマ造設 高度の排便・排尿機能障害 (脳性まひ、二分脊椎)ただし、紙おむ	皮膚保護剤や袋を身体に密着させるもの等を含む。	—	ストマ装具 (消化器系) 8,850

				つについて は、原則3歳 以上とする			8	
							スト マ装 具 (泌 尿器 系)	
							11,6 39	
							紙お むつ	
							12,0 00	
	収尿器	—	—	高度の排尿 機能障害		1年	8,75 5	
都種 目	フラッシュ バル	聴覚障害 音声・言語 機能障害	3級以上	原則として 学齢児以上 の者	障害者（児）が容易に 使用し得るもの	10 年	12,4 00	
	会議用拡聴 器	聴覚障害	4級以上	原則として 学齢児以上 の者	障害者（児）が容易に 使用し得るもの	6年	38,2 00	
	携帯用信号 装置	聴覚障害 音声・言語 機能障害	3級以上	原則として 学齢児以上 の者	送信機による合図が、 視覚、触覚等により知 覚できるもの	6年	20,2 00	
	空気清浄器	呼吸器機能 障害	3級以上	18歳以上の 者	障害者が容易に使用し 得るもの	6年	33,8 00	
	ルームクー ラー	—	—	18歳以上の 者で、頸髄損 傷等により 体温調節機 能を喪失し	障害者が容易に使用し 得るもの	6年	100,000	要意 見書

				た者(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る)			
浴槽 (湯沸器含む)	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として 学齡児以上の者	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	8年	50,200	
湯沸器のみ	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として 学齡児以上の者	水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	8年	54,900	
音響案内装置	視覚障害	1級	原則として 学齡児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	44,000	

別表2 (第8条関係)

世帯の所得区分

区分		負担上限月額	費用負担
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円	0円
一般	住民税課税世帯	18,600円	日常生活用具の価格(基準額まで)の1割 当分の間3%

(様式第1号)

日常生活用具・住宅設備改善給付申請書

申請日 年 月 日				
豊島区長				
下記のとおり日常生活用具・住宅設備改善の給付申請をいたします。				
また、利用者負担額の決定のため、私の世帯の状況及び税情報等に関する調査に同意します。				
申請者 (保護者)	住所	豊島区		
	氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号			
	電話		性別	男 ・ 女
児童 に係る 申請に	氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号			
身体障害者手帳	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日
愛の手帳	障害名		障害等級	種 級
			障害程度	度
難病	疾患名			
給付を希望する用具・設備改善名				
希望する 給付業者	名称			
	所在地			
	電話		FAX	
該当する所得区分	生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上			
受付印	※ 備 考			
	收受番号 _____			
受付担当者				

(裏面に続く)

	氏 名	申請者との関係	区市町村民税の課税状況
障害者（児）		本人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
世 帯 員			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税

申請書提出者	※申請者（本人）以外の方が提出する場合のみ記入してください。		
氏 名		申請者との関係	
住 所	〒 電話番号		

(様式第2号)

日常生活用具・住宅設備改善給付券

給付番号		給付決定日	年	月	日
氏名		生年月日	年	月	日
住所					
保護者氏名		続柄			
用具の名称					
用具等業者	名称				
	所在地				
	電話				
用具等価格 円	利用者負担額	超過負担額 *	公費負担額		
基準額 円	円	円	円		
月額負担上限額 円					

* 超過負担額とは用具等の基準額を超過した全額です。利用者負担額と超過負担額の合算額を業者にお支払ください。

上記のとおり決定する。

年 月 日

豊島区長

印

受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名	印
検査	検査年月日	年 月 日	検査員職氏名	印

用具等受領の際は、太枠内の受領年月日・氏名をご記入・ご捺印のうえ、業者にお渡してください。

(様式第3号)

日常生活用具・住宅設備改善給付決定通知書

年 月 日				
(申請者) 様				
豊島区長 印				
標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。				
対象者	住 所			
	氏 名		性別	
	生年月日	年 月 日	電話	
給付番号		給付決定日	年 月 日	
決定内容				
用具等業者	名 称			
	所在地			
	電 話			
用具等価格	円	利用者負担額	超過負担額	公費負担額
基 準 額	円			
月額負担上限額	円			
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				

(様式第4号)

日常生活用具・住宅設備改善給付委託通知書

年 月 日

様

豊 島 区 長 印

日常生活用具・住宅設備改善の給付について、下記のとおり貴社に委託することに決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
氏 名		住 所	
給付種目			納 期 限
費用の総額	円	公費負担額	円
利用者負担額	円	基準超過による 本人負担額	円

(様式第5号)

日常生活用具・住宅設備改善却下決定通知書

年 月 日

様

豊 島 区 長 印

年 月 日に申請された日常生活用具・住宅設備改善の給付については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 却下の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第6号)

日常生活用具給付台帳(成人・児童)

____年 ____月分

給付 番号	決定 月日	居 住 地 氏 名	障害区分 級	給付種目	業 者 名	世帯 区分	総額	給付決定者等が支払うべき金額		公費負担額	備考	支出事務 処理日
								利用者負担額	超過負担額			
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
	/		級									
計							円	円	円	円		

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号